

(案)

答 申 書

令和 6 年 月 日

日高市上下水道事業運営審議会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	答申・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	水道料金の改定について・・・・・・・・	6
4	下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について・	9
5	附帯意見・・・・・・・・・・・・・・・・	16
参考資料 1	日高市上下水道事業運営審議会委員名簿・・・・・・・・	18
参考資料 2	令和 6 年度日高市上下水道事業運営審議会審議経過	19

1 はじめに

(1) 水道事業の現状

水道事業は、市民の快適な生活環境を支える重要なライフラインとして、安心安全で良質な水道水を安定的に供給するための事業である。将来にわたりその経営を継続し、安定的なサービスを提供しなければならない事業であり、令和6年1月の能登半島地震の発生や南海トラフ地震の発生の可能性が高まっている状況の中では、水道施設の耐震化についても必要性が増している状況である。

本市の水道事業は、昭和44年度から創設事業が始まり、2年後の昭和46年度に通水を開始した。そして、昭和47年度から昭和60年度までにおける第1次から第3次までの拡張事業を経て、日高市全域への給水が可能な体制が整備された。その後も、安全な水質が確保された水道水を利用者へ安定供給していくため、昭和63年度から平成12年度までの第4次及び第5次拡張事業により、水道施設の整備、更新、強化を実施してきた。

平成13年度以降は、水質管理の強化や水道施設の維持管理を目的とした事業を中心に進めてきたが、給水開始から53年が経過し、耐用年数を超える施設、管路の割合が上昇してきており、施設の更新を行う時期を迎えている。

本市の水道料金は、事業開始当初より数回の改定を行い、平成4年4月以降、消費税率改定による料金改定を除いて32年間料金改定を行っておらず、メーター口径20mmで、1か月当たりの使用水量20m³使用時の水道料金の比較においても埼玉県内の平均金額を下回っている。

水道事業の経営状況は、人口減少や節水型機器の普及などによって給水収益が減少していることに加え、令和3年度からの大幅な給水収益の減少と昨今の物価高騰等により、令和4年度及び令和5年度決算において経常損失を計上している。

さらに、令和8年4月から埼玉県水道用水供給事業の料金改定が予定されている。

(2) 下水道事業の現状

下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除の役割を担い、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできない社会インフラの一つであり、将来にわたりその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

本市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業の2事業を行っている。
公共下水道事業では、主に市街地における下水を排除し、処理することを目的に、

昭和56年度に事業認可を得て工事に着手し、昭和63年度の供用開始から36年が経過した。令和5年度末の下水道整備率は約83%まで進捗している。

農業集落排水事業では、農村部のし尿や生活排水の処理と水質保全を目的に、平成10年度から工事に着手し、平成17年度の完了までに2処理区で約24ヘクタールの整備を行った。

本市の下水道使用料は、平成15年度以降、消費税率改定による使用料改定を除いて21年間使用料改定を行わず、下水道サービスの提供に努めてきた。

下水道事業の経営状況は、効率的な下水道経営による経費削減を優先し、包括的民間委託の導入や人件費の削減、農業集落排水事業で整備した中沢地区においては、汚水処理費削減のため、処理施設を設けずに公共下水道へ接続した。

また、令和4年度には、武蔵台・横手台地区の汚水をコミュニティ・プラントで処理していた高麗処理分区を公共下水道へ接続し、更なる経費の削減に努めてきた。

しかし、そのような経営努力を行っても、内部留保資金は減少し、近年では一般会計からの繰入金が無いと資金不足を起こす状況となっている。旭ヶ丘松の台土地区画整理事業の進展に伴う増加要因はあるが、今後、人口減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少することが予想され、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の増加が見込めなくなっている。くわえて、物価高騰の中、過去に整備した下水道施設が今後、順次耐用年数を迎えるため、下水道サービスを維持するための更新財源をいかに確保するかという課題に直面している。さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震の被災状況や南海トラフ地震への備えなどから、下水道施設の耐震化への課題にも対応していかなければならない。

(3) 諮問

令和6年6月27日に日高市長より「日高市の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方について」の諮問があり、それに対して、本審議会でも水道事業及び下水道事業の現状及び将来の見通しなどに関する様々な資料に基づき、使用者に急激な負担増が生じないように配慮しつつ、経営の安定化を目指した水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について慎重な審議を重ねてきた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2 答申

(1) 水道事業の課題

本市の水道事業における課題としては、令和3年度から給水収益が大幅に減少し、その後の物価高騰等により、令和4年度及び令和5年度において経常損失を計上している。現状のままだと、年間2億円以上の損失となる見込みである。

給水開始から53年が経過し、管路全体の延長約295km（令和4年度末現在）のうち、約87km（29.6％）が耐用年数を過ぎた管路となっている。そのため、漏水等の発生が多く、有収率も低下傾向となっている。

一方、施設の耐震化については、浄水施設や配水池などの施設は、おおむね8割以上の施設が耐震化を実施済みである。しかし、導水管、送水管、配水管等の管路については、管路全体のうち基幹管路といわれる管路延長約38kmのうち、耐震適合性のある管路延長は約12km（30.7％）となっており、埼玉県内平均値45.3％より低く、十分に進められていない状況である。今後も水道施設の耐震化や老朽化に伴う更新需要は増加していくと考えられる。

加えて令和8年4月から埼玉県水道用水供給事業の料金改定が行われ、21％の増額が予定されている。埼玉県水道用水供給事業から供給される水道水については、市内配水量の5割を超える重要な水源となっている。埼玉県水道用水供給事業の値上げは、経営状況の改善と高度浄水処理施設の整備などを継続して実施していくために行うものであり、事業継続においては必要なものである。本市においても自己水源の取水量の増加や新たな水源開発が難しい状況の中、埼玉県水道用水供給事業の値上げが本市水道事業の経営状況に与える影響は大きいものとなっている。

(2) 下水道事業の課題

本市の下水道事業における課題としては、市街地が分散しており、下水道整備に対する収益効果が小さいことや、市単独で汚水処理場を有し汚水処理を行っていることから、埼玉県で行っている流域下水道事業に比べ維持管理費が割高になっており、毎年度営業損失が発生している状況にある。令和4年度決算での比較になるが、荒川右岸流域下水道の構成市である川越市、所沢市、狭山市、入間市の1㎡当たりの維持管理費は40円から50円程度であるのに対し、本市の維持管理費は約82円となっている。

今後、下水道管や浄化センターなど、下水道施設が耐用年数を迎えることにより、施設の更新に要する資金が必要となる。しかし、浄化センター内施設の更新や高麗

処理分区の公共下水道への接続など、大規模な工事を実施したことにより、下水道事業に必要な資金が著しく減少している。近年では、資金不足を招くおそれがあることから、下水道サービスの提供に必要な資金を確保するため、一般会計から多額の繰入金で賄っている状況であり、特に国が示している一般会計からの繰入基準外の繰入金に依存している経営状況となっている。

(3) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定の必要性

近年、人口減少や節水型機器の普及などに伴う使用水量の減少により料金収入の減少が将来にわたって見込まれる。一方、物価高騰等により維持管理経費は年々増加傾向にあり、施設の更新においても資材費や人件費の上昇による増加が見込まれ、非常に厳しい経営環境を迎えている。

これらの状況に対応するためには、業務委託や組織機構の見直しなどの経費の削減や水道の有収率の向上及び下水道の水洗化率向上の取組を継続することを前提とするが、将来の更新投資等に対しても安定して水道、下水道サービスが提供できるよう、経営基盤の強化及び事業の持続に資することができる料金、使用料体系を構築することが必要であると本審議会は考える。ここ数年の物価高騰等による地域経済の変動が市民生活へ与える影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないように、次の「水道料金の改定について」、「下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について」のとおり改定することが妥当であると判断した。

3 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

令和 8 年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの 5 年間とする。

(2) 料金改定

埼玉県水道用水供給事業が受水団体へ供給している水道用水の料金改定の時期に合わせ、令和 8 年度（2026年度）に料金総額（平均改定率）25%程度の増額とする。

(3) 料金体系

①平均改定率の検討

水道料金算定期間の収支見込みにおいて、水道用水の提供には年間約 2 億 5 千万円の増収が必要であり、料金総額（平均改定率）25%程度の改定が必要であると判断した。

②料金体系の検討

これまでの料金体系は、口径別、基本水量無し基本料金、段階別逓増料金からなる二部料金制を採用しており、負担の公平性等を考慮すると現状の料金体系を継続することが望ましいと判断した。

③基本料金と水量料金の割合

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費（料金徴収経費、水道施設維持管理費、減価償却費等）を賄うものである。水量料金は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。固定費の全てを基本料金で徴収することは市民生活への影響が大きいため、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に、固定費の一部を水量料金に配分している。

今後の使用水量の減少見込みや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には基本料金の割合を高めることが適当である。一方、基本料金の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの料金が高額になることから、使用水量の少ない使用者に配慮しながら基本料金をほぼ一律に上げていくことが現実的であると判断した。

④水量料金の逓増度

これまでの料金体系には、水量料金に、使用水量の増加に応じて料金単価が高くなる逓増制を採用している。今後の使用水量の減少により、1世帯当たりの使用水量が減少することが予想される。また、現在、101m³以上の利用に際しては料金設定が1区分しかなかったが、新たに101m³から150m³まで及び151m³以上と2区分とし、逓増制にて単価を設定することで、近隣事業体との均衡を図るため、大口利用者等への単価設定を変更することが必要であると判断した。

経営基盤の安定には逓増度を大きくしないことが適当であり、逓増度の激変措置は、大きな影響となることから、水量料金単価を17%から23%程度の増額としている。一部新たに設定した区分においては、水量料金単価を27%程度の負担増としている。

また、臨時用については建設現場などの一時的な利用から水量料金のみ設定している。臨時用の水量料金については20%の増額としている。

現行の水道料金体系

(税込み)

種別	基本料金		水量料金	
	メーター口径	基本料金 (1 か月につき)	水量	金額 (1 立方メートル)
専用給水 装置及び 共用給水 装置	13ミリメートル	550円	1立方メートルから	66円
	20ミリメートル	880円	10立方メートルまで	
	25ミリメートル	2,420円	11立方メートルから	99円
	30ミリメートル	3,520円	20立方メートルまで	
	40ミリメートル	7,480円	21立方メートルから	143円
	50ミリメートル	11,000円	50立方メートルまで	
	75ミリメートル	27,500円	51立方メートルから	154円
	100ミリメートル	55,000円	100立方メートルまで	
	150ミリメートル	110,000円	101立方メートル以上	165円
	200ミリメートル	220,000円		
	臨時使用として一時的に使用するとき (口径を問わず)			
			1立方メートル当たり	275円
私設消火 栓	消防の演習に使用するとき		10分間まで	1,650円
			1分増すごと	165円

令和8年度以降の水道料金体系

(税込み)

種別	基本料金		水量料金	
	メーター口径	基本料金 (1 か月につき)	水量	金額 (1 立方メートル)
専用給水 装置及び 共用給水 装置	13ミリメートル	671円	1立方メートルから	77円
	20ミリメートル	1,078円	10立方メートルまで	
	25ミリメートル	2,970円	11立方メートルから	121円
	30ミリメートル	4,400円	20立方メートルまで	
	40ミリメートル	9,350円	21立方メートルから	176円
	50ミリメートル	13,750円	50立方メートルまで	
	75ミリメートル	34,430円	51立方メートルから	187円
	100ミリメートル	68,750円	100立方メートルまで	
	150ミリメートル	137,500円	101立方メートルから	198円
	200ミリメートル	275,000円	150立方メートルまで	
			151立方メートル以上	209円
	臨時使用として一時的に使用するとき (口径を問わず)			
			1立方メートル当たり	330円
私設消火 栓	消防の演習に使用するとき		10分間まで	1,650円
			1分増すごと	165円

4 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について

(1) 使用料算定期間

令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）までの4年間とする。

(2) 使用料改定

①一般用

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料は、水道料金と併せて徴収することから、激変緩和措置として、令和7年度（2025年度）に使用料総額（平均改定率）で15%程度、令和9年度（2027年度）に使用料総額（平均改定率）で更に15%程度の増額の2段階の改定とする。

②公衆浴場用

令和7年度（2025年度）に26%程度の増額とする。

(3) 使用料体系

①平均改定率の検討

使用料算定期間の収支見込みにおいて、下水道サービスの提供には年間約2億6千万円の増収が必要であるが、この場合、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を平均約43%改定しなければならず、市民生活への影響が極めて大きい。このため、市民生活への影響をなるべく少なく、かつ、持続可能な経営基盤を維持するためには、非常に厳しい決断ではあるが、約1億8千万円の増収が必要であり、使用料総額（平均改定率）で約30%の増額が妥当であると判断した。ただし、激変緩和措置を講ずるため、令和7年度（2025年度）に使用料総額（平均改定率）で15%程度、令和9年度（2027年度）に使用料総額（平均改定率）で15%程度の増額の2段階の改定が妥当と判断した。

②使用料体系の検討

これまでの使用料体系は、一般用と公衆浴場用の用途別使用料制を採用している。

一般用は、使用水量10m³までの使用については定額使用料とした基本水量制の基本料金と、使用水量10m³を超える使用料は1 m³当たりの使用料単価が使用水量区分において段階的に逡増する累進使用料制の従量料金という二部使用料

制を採用している。

また、公衆浴場用は、1 m³当たりの使用料単価を設定する従量料金のみの一部使用料制を採用している。

一般用については、基本料金において、基本水量制を採用しているが、基本水量制は、下水道の普及促進、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るとともに、生活用水に係る使用料を低く抑えるという政策的配慮から全国的に導入されている。

今回、下記のことを踏まえ、一般用は、基本料金において基本水量制を廃止し、1 m³から従量料金とする使用料体系にするとともに、従量料金において、近年の使用水量の状況に応じた使用料体系に見直すことが妥当と判断した。

(改定の要因)

- ・人口減少や節水型機器の普及などにより、基本水量に満たない世帯が増加してきていること。
- ・10m³までの使用では節水しても使用料が変わらないことに不公平感があること。
- ・下水道事業が整備拡大期から維持管理期へ移行していること。
- ・下水道事業の経営基盤の安定には基本料金の割合を高めることが適当であること。
- ・基本水量制を採用していない水道の料金体系と異なっていること。
- ・平成15年度の下水道使用料改定後、21年間使用料改定を行っていないこと。

公衆浴場用については、公衆浴場は公衆衛生の向上及び住民の福祉の増進に寄与していること、下水道使用料を低く抑えるよう政策的配慮が求められていることから、現状の一部使用料制を継続することが望ましいと判断した。

③基本料金と従量料金の割合

基本料金は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費(使用料徴収経費、下水道施設維持管理費、減価償却費等)を賄うものである。従量料金は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。固定費の全てを基本料金で徴収することは市民生活への影響が大きいため、公益社団法人日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考に、固定費の一部を従量料金に配分している。

今後の使用水量の減少見込みや更新需要を考慮すると、経営基盤の安定には

現行使用料との比較において基本料金の割合を高めることが適当である。一方、基本料金の割合、金額の激変は使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になることから、使用水量の少ない使用者に配慮しながら基本料金を設定することが現実的であると判断した。

④従量料金の通増度（累進度）

これまでの使用料体系は、10m³を超えてからの超過料金において、使用水量の増加に応じて段階的に通増する累進使用料制を採用している。

令和5年度末の有収水量の状況を見ると、使用水量20m³までが約69%、使用水量50m³までが約83%を占めていること、使用水量1,000m³以上が約9%と二極化している。

また、令和元年度から5年度までの有収水量の推移を見ると、2か月検針で使用水量40m³を超える区分は減少し、使用水量40m³以下の区分に移行していることが伺える。

今後も人口減少や節水型機器の普及などにより、1世帯当たりの使用水量が減少することが予想される。

これらの状況を踏まえると、使用水量の状況に合わせた使用料体系へ見直すことが望ましいと判断した。

基本料金において基本水量制を廃止し、1m³から従量料金とし、激変緩和措置として、従来、使用水量20m³まで税込み154円であったものを税込み132円で設定している。

使用水量20m³を超える従量料金については、急激な使用料の増加にならないよう、従来の単価を使用水量の現状に合わせ、おおむねスライドして設定している。

従来、使用水量100m³を超える区分を設定していたが、近年、水需要が使用水量の少ない水量に移行していることから使用水量50m³を超える区分にまとめて設定している。

このことにより、従量料金の最高従量料金単価を最低従量料金単価で除した累進度は従来の1.71から2.25へ上昇しているが、汚水処理を単独で行っている他団体と比較しても、おおむね同等の水準であると判断した。

⑤公衆浴場用

公衆浴場については、公衆衛生の向上及び住民の福祉の増進に寄与していること、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）による規制を受けていることから、下水道使用料を低く抑えるよう政策的配慮が求められている。しかし、令和6年4月1日から埼玉県内の6歳以上の一般公衆浴場入浴料金の統制額が20円値上げされていること、令和6年度の審議会開催時点において、本市の下水道を使用している浴場がないことや、本市の下水道事業の経営状況を踏まえ、一般用よりは改定率を抑えて従量使用料を改定することが妥当と判断した。

⑥井戸水使用世帯における認定水量の見直し

新型コロナウイルス感染症による影響が落ち着いた令和4年度及び5年度における、家庭用の上水のみ下水道及び農業集落排水施設（以下「下水道等」という。）の使用者の使用水量と、家庭用の上水・井戸水併用の下水道等使用者の使用水量を検証したところ、下記のような結果を得た。

	令和4年度 1人1使用月使用水量	令和5年度 1人1使用月使用水量
上水・井戸水併用の下水道等使用者	7.47 m ³	7.39 m ³
上水のみ下水道等使用者	7.49 m ³	7.48 m ³

この検証結果から、家庭用の上水・井戸水併用の下水道等使用者の使用水量は、上水のみ下水道等使用者の使用水量とほぼ同程度の使用水量となっていることから、現行の認定水量である世帯員1人につき1使用月2.5m³は変更を要しないと判断した。

また、家庭用の井戸水のみ使用の場合の下水道等使用水量（現行の認定水量は、世帯員1人につき1使用月5m³）と、上水のみ下水道等使用者の使用水量（検証した使用水量は、世帯員1人につき1使用月約7.5m³）には、差が生じている。

今回の検証結果から、家庭用の井戸水のみ使用の場合の下水道等使用水量を世帯員1人につき1使用月7m³（小数点以下切捨て）が妥当と判断した。

⑦使用月中途の公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止に係る取扱いの見直し

日高市下水道条例等において、「使用月中途に公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止したときは、その使用月の使用料は、1使用月として算定する」ものとし、水道事業の取扱いと差異が生じていた。今回の改定において、水道事業の取扱いと合わせ、「使用月中途に公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止したときの基本料金は、使用日数が15日以下の場合に限り2分の1の額とする」という取扱いに見直すことが妥当と判断した。

現行の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1 使用月につき)		超過料金 (1 立方メートルにつき)	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般用	10立方メートルまで	1,221円	10立方メートルを超え	154円
			20立方メートルまで	
			20立方メートルを超え	181円50銭
			30立方メートルまで	
			30立方メートルを超え	203円50銭
			50立方メートルまで	
			50立方メートルを超え	236円50銭
			100立方メートルまで	
100立方メートルを超 えるもの	264円			
公衆浴場用	排除汚水量 1 立方メートルにつき			122円10銭

令和 7 年度以降の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1 使用月につき)		従量料金 (1 立方メートルにつき)	
	金額		排除汚水量	金額
一般用	550円		1 立方メートルから 20立方メートルまで	132円
			21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭
			31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭
			41立方メートルから 50立方メートルまで	264円
			51立方メートル以上	297円
公衆浴場用	排除汚水量 1 立方メートルにつき			154円

令和 9 年度以降の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料体系

(税込み)

用途	基本料金 (1 使用月につき)	従量料金 (1 立方メートルにつき)	
	金額	排除汚水量	金額
一般用	1,100円	1 立方メートルから 20立方メートルまで	132円
		21立方メートルから 30立方メートルまで	203円50銭
		31立方メートルから 40立方メートルまで	236円50銭
		41立方メートルから 50立方メートルまで	264円
		51立方メートル以上	297円
公衆浴場用	排除汚水量 1 立方メートルにつき		154円

5 附帯意見

- (1) 日高市水道事業経営戦略及び日高市下水道事業経営戦略を基に、水道事業及び下水道事業の経営の合理化、効率化など、一層の経営改善に取り組み、経営の安定化、健全化に努めること。また、投資とのバランスを図りながら、施設の耐震化の進捗に支障がないように計画的に施設の更新を行うこと。
- (2) 水道及び下水道サービス水準の維持向上及び施設の維持のため、事業内に再投資されるべき費用として計上すべき資産維持費については、十分な金額を計上できていないことから、今後の経済状況等を鑑み、事業の見直しの際に十分考慮すること。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に当たっては、市民生活や経済活動を鑑みて、使用者に大幅な負担増とならないように努めること。下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、令和7年度（2025年度）及び令和9年度（2027年度）の2段階、水道料金については、令和8年度（2026年度）に改定を行い、市民生活への影響を最小限とするよう努めること。
- (4) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に当たっては、容易に理解が得られるものでないことを十分に認識し、現状や必要性などを分かりやすく説明し、更に十分なコミュニケーションをとって納得いただけるよう、市民への説明、周知を適切に行うこと。
- (5) 水道事業及び下水道事業においては、今後、3年から5年ごとに経営予測を行い、将来的なリスクに備えるとともに、使用実態に応じた水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を考慮した上で改定を検討し、経営基盤の安定化を図ること。
- (6) 下水道の供用開始区域内の未接続家屋については、早期に下水道に接続するよう普及促進に努めること。
- (7) 下水道事業においては、独立採算制を原則としており、国が示している一般

会計からの繰入基準外の繰入金に依存する経営体質の改善を早期に進めること。

ただし、今回の改定では、営業損失を補うだけの下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に至っていない。このことから、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定等により営業損失が解消されるまでは、国が示している一般会計からの繰入基準外の繰入金により下水道サービスの維持に努めること。

日高市上下水道事業運営審議会委員名簿

委員氏名	選出区分
大 澤 博 行	市の議会の議員
加 藤 大 輔	市の議会の議員
横 尾 貴 文	市の議会の議員
内 野 美 葉	知識経験を有する者
大 澤 尚	知識経験を有する者
梶 田 あゆみ	知識経験を有する者
金 子 誠	知識経験を有する者
小 泉 敬 子	知識経験を有する者
比留間 智恵子	知識経験を有する者
森 志津子	知識経験を有する者
佐 野 修 一	公募による市民
谷 本 和歌子	公募による市民

※敬称略。選出区分ごとに五十音順。

令和 6 年度 日高市上下水道事業運営審議会審議経過

会議回数	開催日	審議内容等
第 1 回	令和 6 年 6 月 27 日（木）	・ 諮問 ・ 上下水道事業の現状と課題について
第 2 回	令和 6 年 8 月 22 日（木）	・ 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方について
第 3 回	令和 6 年 10 月 3 日（木）	・ 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料のあり方について
第 4 回	令和 6 年 11 月 21 日（木）	・ 答申書素案の検討 ・ 答申書（案）の確定